

標準処理期間の未設定理由

番号 4

処 分 名	社会福祉法人解散の認可又は認定
根 拠 法 令 名	社会福祉法(昭和26年法律第45号)
条 項	第46条第2項
所 管 課	指導監査課
【標準処理期間を未設定とした理由】 過去に申請実績がない又は稀である、或いは将来的に申請が見込めないなど、審査基準を設定する実益がない。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。